

# 県政における当面の主な課題

## ～子どもの育ち・子育て支援～

2012年8月3日

第3回三重県経営戦略会議



三重県

# 目次

	[頁]		[頁]
1 はじめに		2 県の取組	
1-1 家族の絆や地域の絆の状況①	2	2-1 子どもの育ち・子育て支援策 の展開	12
1-1 家族の絆や地域の絆の状況②	3	2-2 これまでの取組①	13
1-1 家族の絆や地域の絆の状況③	4	2-2 これまでの取組②	14
1-2 企業の子育て支援の取組①	5	2-2 これまでの取組③	15
1-2 企業の子育て支援の取組②	6	2-2 これまでの取組④	16
1-3 就学前児童の状況	7		
1-4 児童虐待の実態	8		
1-5 子どもの貧困問題の状況①	9		
1-5 子どもの貧困問題の状況②	10		

# 1 はじめに

子どもが自分らしくいきいきと育つためには、自分自身を大切に感じ、あるがままに受け入れる「自己肯定感」を高めることが大切です。その上で、子ども自身が育ちの中で社会的な生活習慣を身に付け自律することが重要だと考えます。

ところが、核家族化や地域コミュニティの絆が希薄化するなか、子どもの育ちを促進する地域社会での経験や大人と子どもの関わりが少なくなっているのではないのでしょうか。

また、都市化や情報化の進展、厳しい経済情勢など社会環境の大きな変化は、子どもにも影響を及ぼし、児童虐待やいじめ、貧困など深刻な問題がクローズアップされています。

こうしたなか、県では平成23年4月から「三重県子ども条例」を施行し、子どもが豊かに育つ地域づくりに取り組んでいます。今後、さらに子どもの育ちと子育て支援を進めるにあたり、以下の論点を中心にご議論いただきたいと思います。

## 【論点1】

家族や地域の絆を深め子どもが豊かに育つ地域づくりのために、行政の取組やNPO・企業等への働きかけはどのように進めればよいのでしょうか。

## 【論点2】

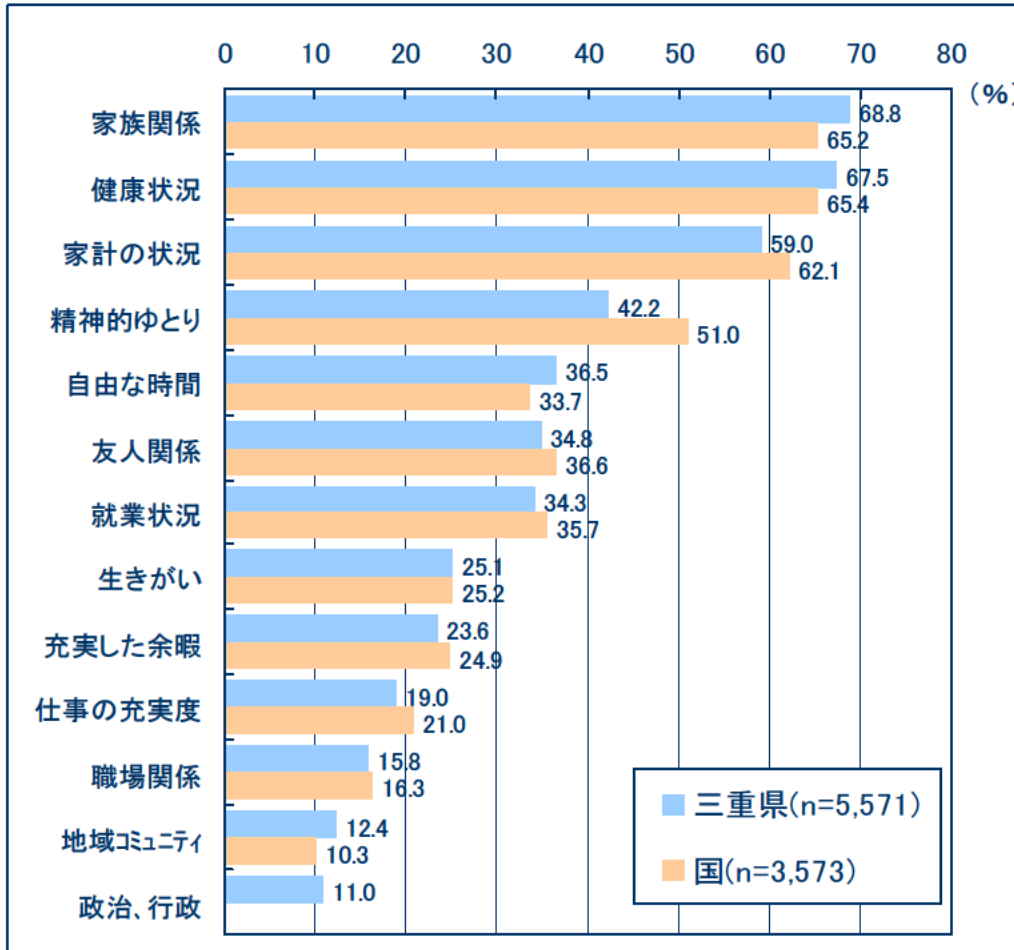
社会環境の変化に対応した子どもの育ちや子育て支援策について、児童虐待や貧困の連鎖など近年社会問題化している事象等を含め、どのような取組が必要でしょうか。

# 1-1. 家族の絆や地域の絆の状況①

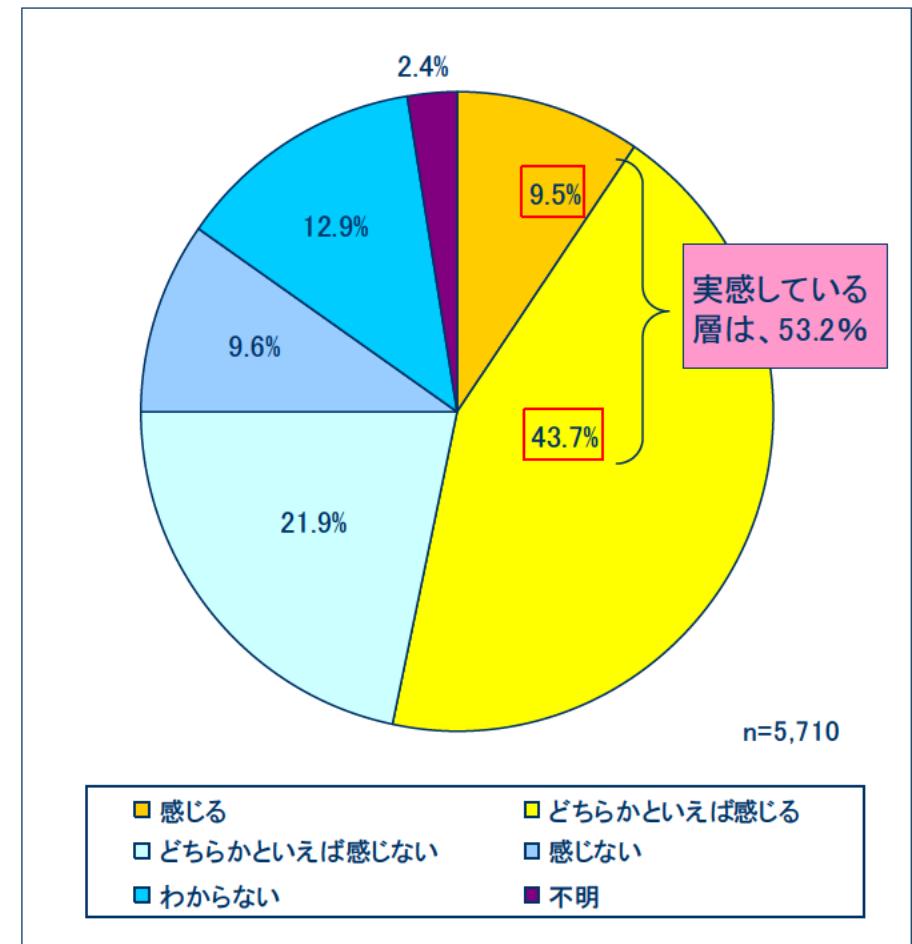
- ・ 県民が「幸福感を判断する際に重視した事項」では、家族関係が68.8%で最も高く、また、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている」と実感している層の割合は53.2%となっている。

(図表1) 第1回みえ県民意識調査(幸福感、地域社会の見守り)

<幸福感を判断する際に重視した事項[複数回答](国の調査との比較)>



<地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている>



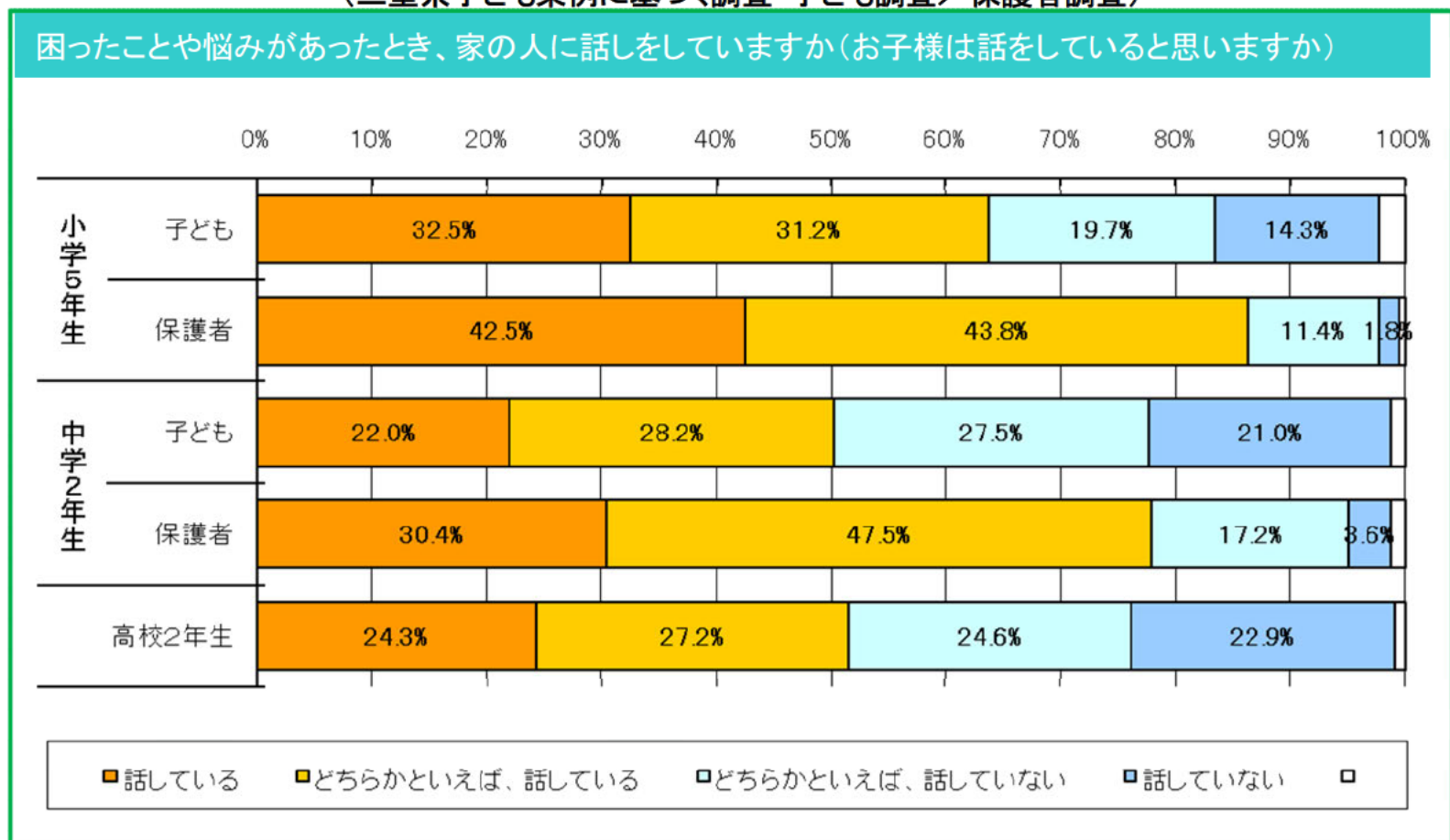
(出典) 三重県「第1回みえ県民意識調査報告書」(2012)

(注) 国の調査は、内閣府「平成22年国民生活選好度調査」(H23.3実施)

## 1-1. 家族の絆や地域の絆の状況②

- 子どもが悩み等を打ち明けていると80%前後の保護者は回答しているが子どもは保護者に対して相談は5～6割しかしておらず、保護者が思っているほど、子どもは悩みを打ち明けていない。

(図表2) 家の人への困りごとや悩みの相談についての子どもと保護者の比較  
(三重県子ども条例に基づく調査・子ども調査／保護者調査)



(出典)三重県「みえの子ども白書」(2012) ※「三重県子ども条例」の「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

※「三重県子ども条例に基づく調査・子ども調査」においては、小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象としている。

※「同上・保護者調査」においては、小学5年生、中学2年生の子どもの保護者を対象としている。

## 1-1. 家族の絆や地域の絆の状況③

- ・地域で大切にされていると感じる子どもは「ほめられて、うれしかった」と思い、そうでない子どもは、「注意されて、何とも思わなかった」。

(図表3) 大人のかかわりと、子どもの「ほめられたときの思い」との相関  
(三重県子ども条例に基づく調査・子ども調査)

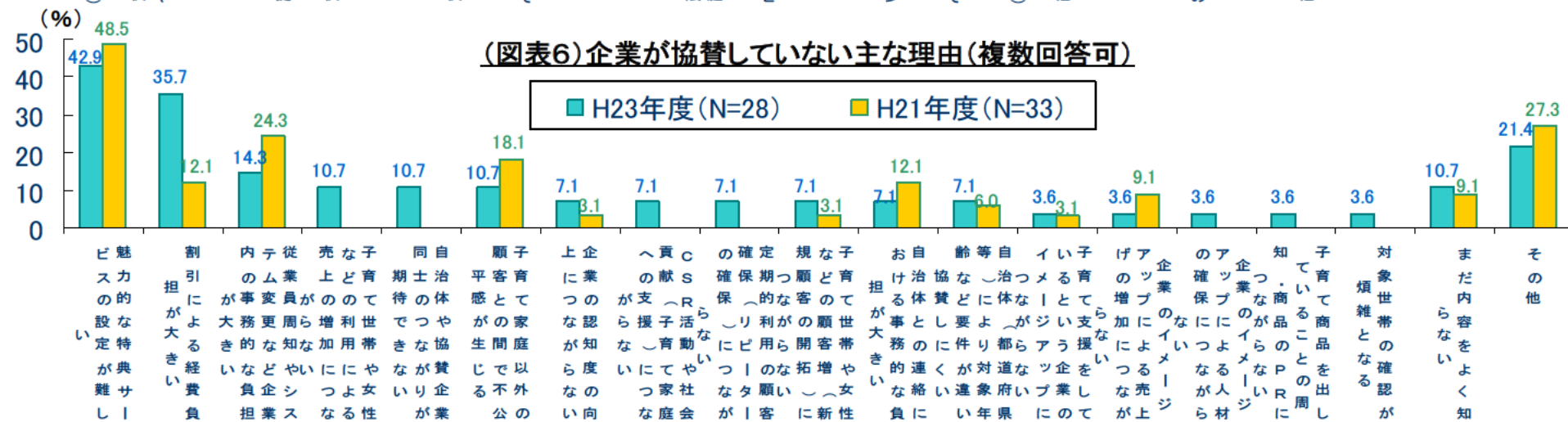
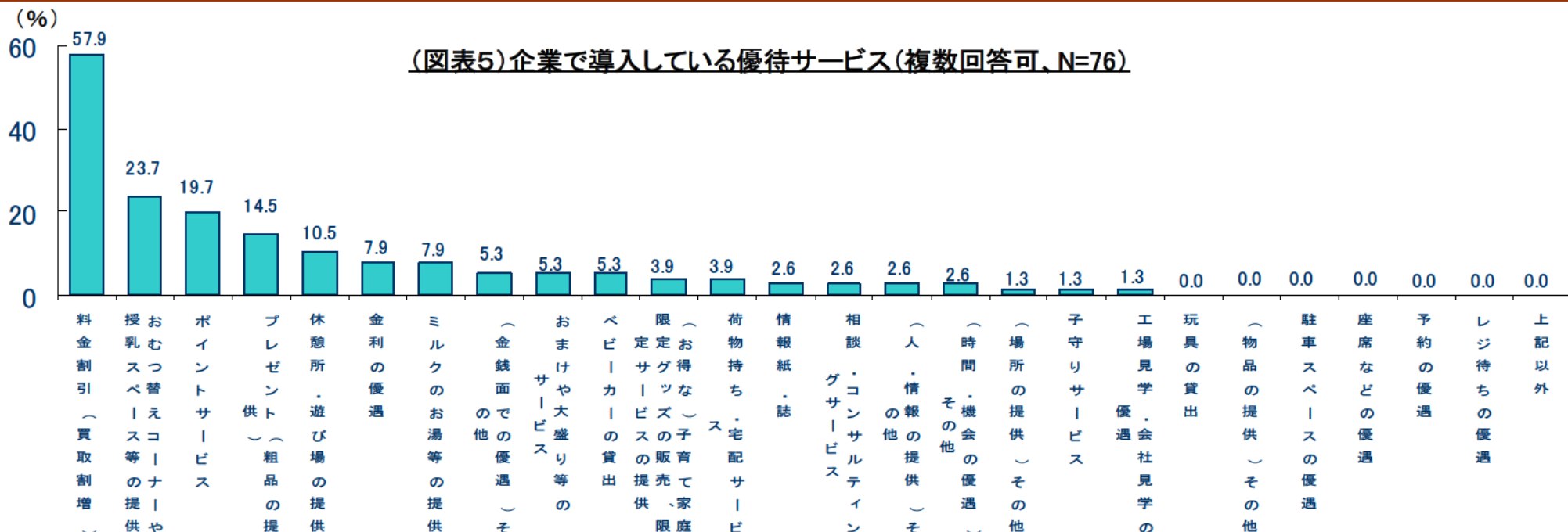
		ほめられたとき、どう思いましたか		
		ほめられて、うれしかった	ほめられて、うれしくなかった	ほめられて、何とも思わなかった
普段、生活しているなかで、「大切にされている」と感じますか	「感じる」+「どちらかといえば、感じる」(74.8%)	90.4%	1.2%	8.5%
	「感じない」+「どちらかといえば、感じない」(21.3%)	71.7%	2.5%	25.3%

(図表4) 大人のかかわりと、子どもの「注意されたときにどう思ったか」との相関  
(三重県子ども条例に基づく調査・子ども調査)

		注意されたとき、どう思いましたか		
		注意されて、うれしかった	注意されて、うれしくなかった	注意されて、何とも思わなかった
普段、生活しているなかで、「大切にされている」と感じますか	「感じる」+「どちらかといえば、感じる」(74.8%)	17.3%	53.1%	29.0%
	「感じない」+「どちらかといえば、感じない」(21.3%)	11.5%	44.1%	45.5%

# 1-2. 企業の子育て支援の取組①

・企業は様々な特典による子育て支援の取組を行っているが、魅力的な特典サービスの設定や割引による経費負担等に課題を感じている。



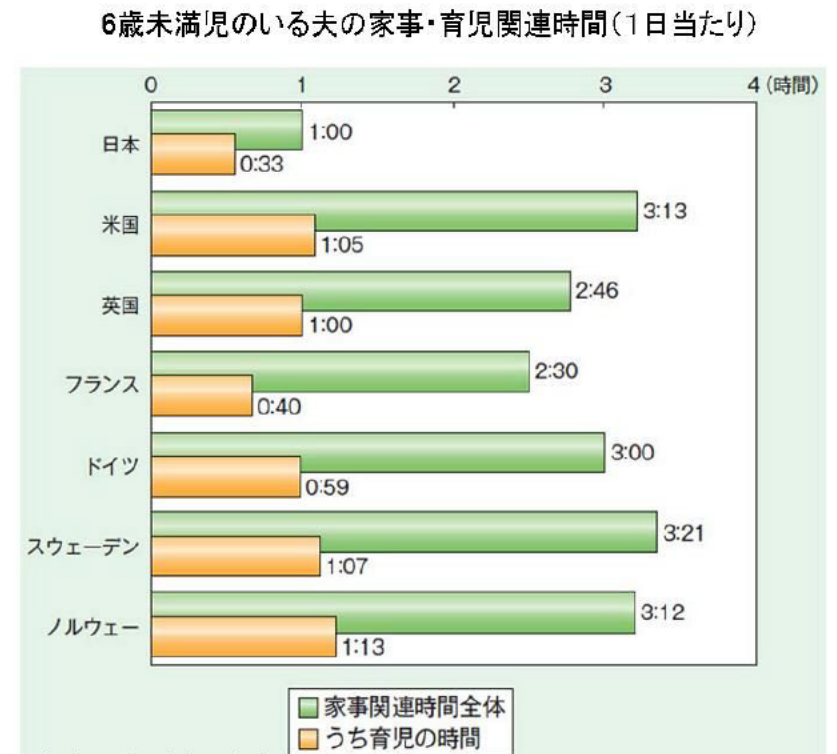
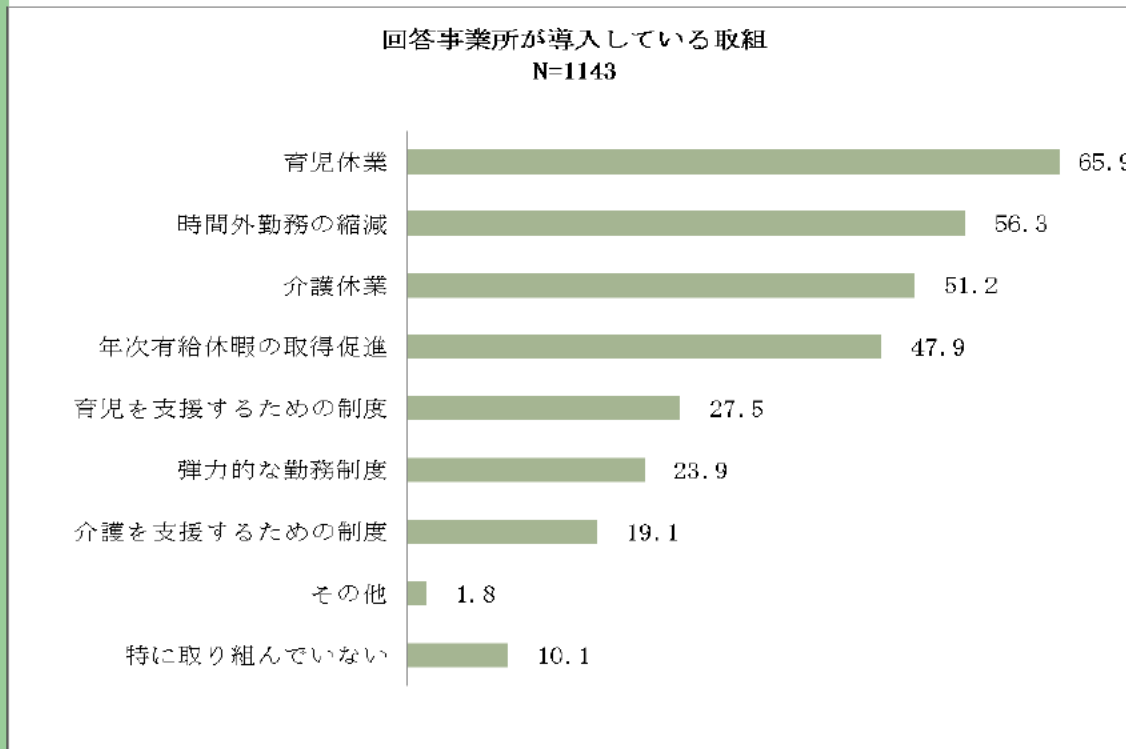
(出典) 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)「企業参加型子育て支援サービスに関する調査研究報告書」(平成24年3月)

## 6 1-2. 企業の子育て支援の取組②

- 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進につながる施策として、「育児休業」の取組と回答した事業所が65.9%と最も多いが、「特に取り組んでいない」と回答した事業所が10.1%あった。
- 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間は他の先進国と比べると少ない。

(図表7)ワーク・ライフ・バランスの推進につながる施策(複数回答)、及び6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間

(単位:時間、分)



出典:平成23年版男女共同参画白書(内閣府)  
備考:1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men"(2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary"(2006)及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の時間である。

(出典)三重県「平成23年度ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実態調査」

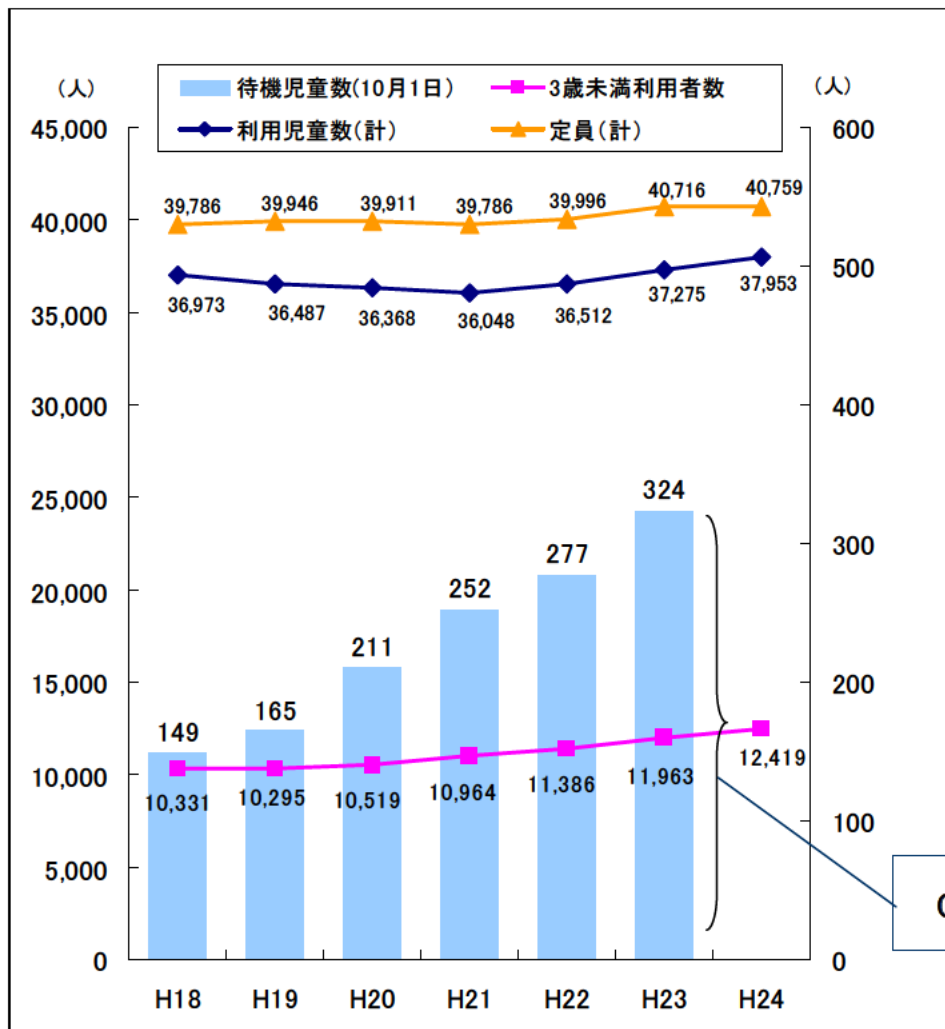


# 1-3. 就学前児童の状況

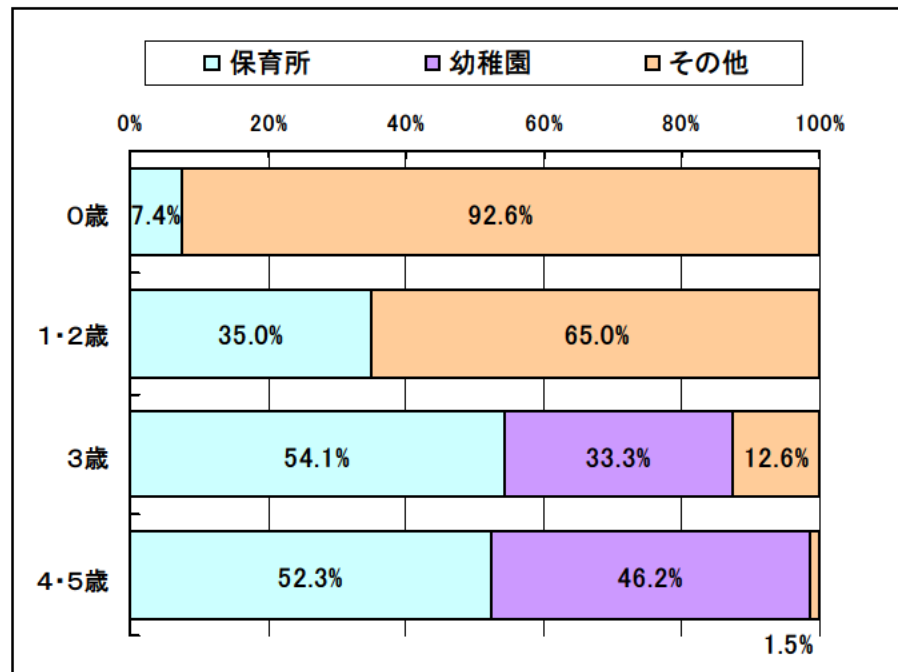
- 待機児童数は年々増加しており、特に0～2歳児のうち、保育所利用の割合が少ない。

(図表8)三重県の待機児童数と保育所利用の状況

<保育所の利用者数と待機児童数>



<保育所・幼稚園の利用割合>



0～2歳児：322人(99.4%)

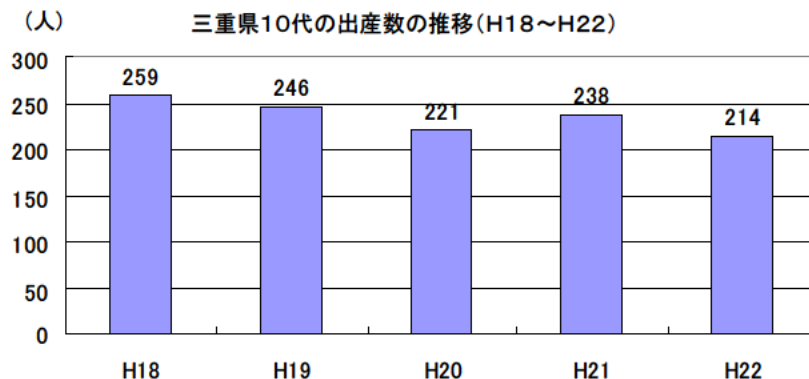
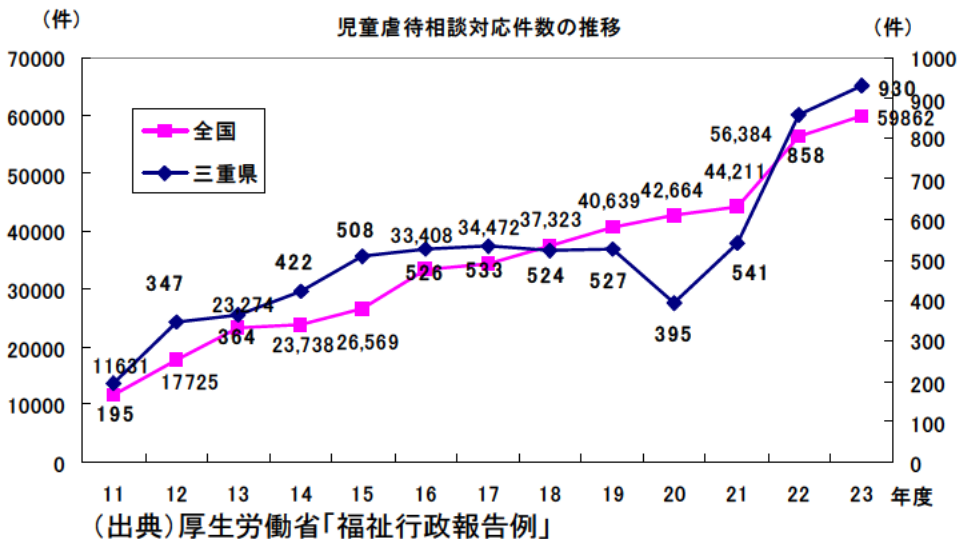
(出典)厚生労働省「福祉行政報告例」

※ 待機児童数は三重県調べ

# 1-4. 児童虐待の実態

- 児童虐待の相談件数は平成21年度から大きく増加している。要保護児童の児童養護施設への措置や里親委託等の数は542人、うち家庭的養護の割合は35%となっている。
- 10代の出産件数は毎年200人以上あり、妊婦健診未受診者もいる。

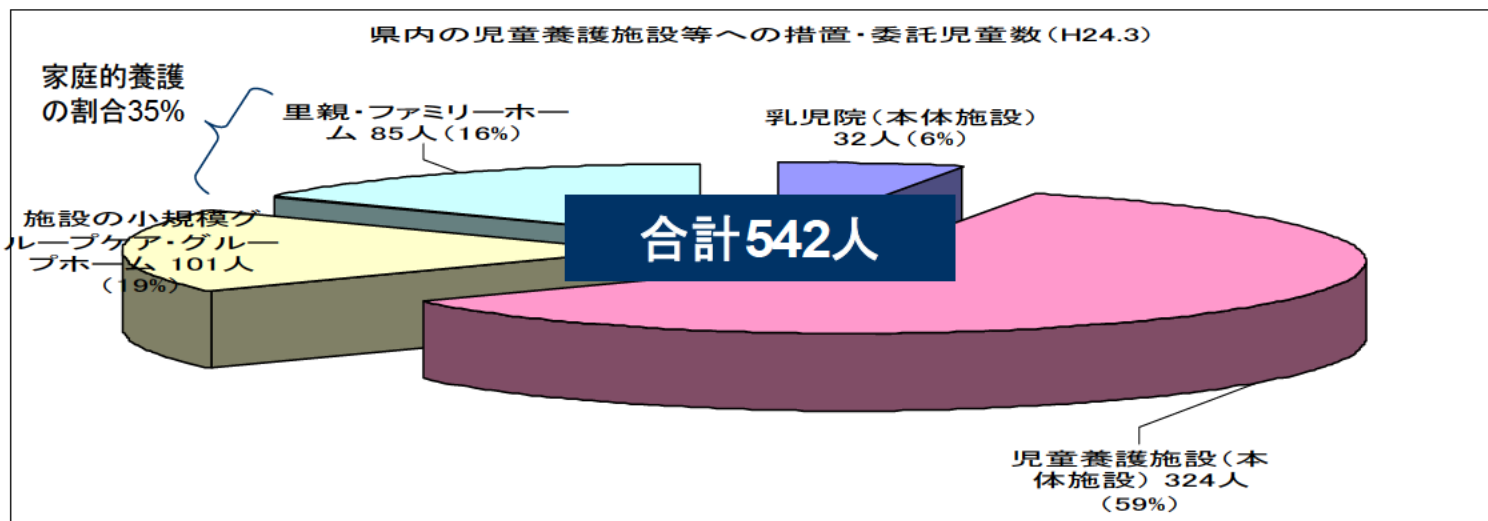
(図表9) 児童虐待防止の概要



(出典) 三重県調べ

平成23年度妊婦健診未受診妊婦  
(H23年度三重県妊婦健診未受診調査)

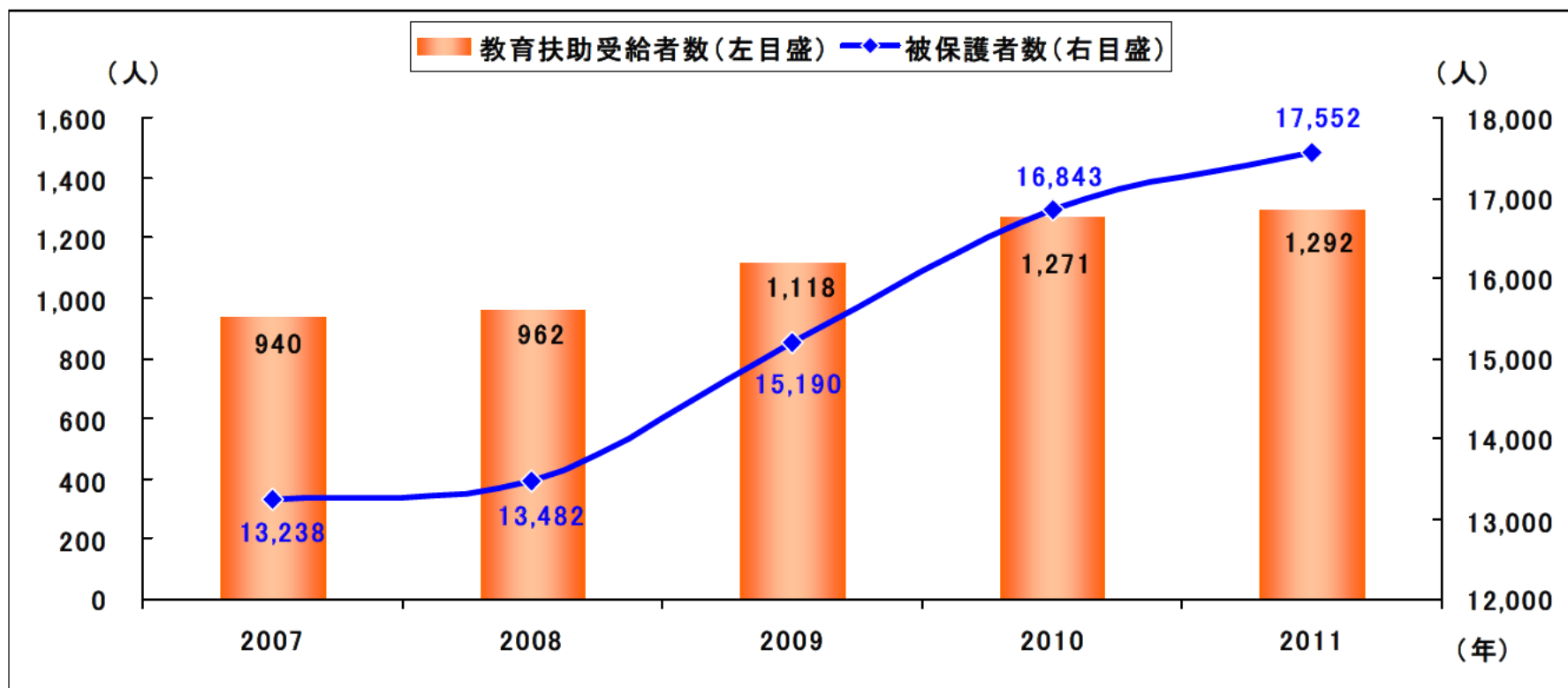
20件(うち、10代は3件)  
(16, 049分娩中)



# 1-5. 子どもの貧困問題の状況①

• 三重県の生活保護世帯にいる小中学生の数は、ここ5年間で徐々に増加傾向にあるうえ、高校への進学率は、全国平均よりも低い水準にある。

(図表10) 三重県の生活保護世帯にいる小中学生の数



## 高等学校等進学率

	生活保護世帯	一般世帯
全国平均	87.5%	98.0%
三重県	83.9%	98.4%

(出典) 厚生労働省、文部科学省(平成22(2010)年度)

## 10 1-5. 子どもの貧困問題の状況②

- 全高卒者の過半数が大学等へ進学するなか、施設入所児童の大学等や専修学校等への進学率は1割台にとどまる。

(図表11) 全国の施設入所児童の高等学校等卒業後の進路

	大学等	専修学校等	就職	その他
児童養護 施設児	187人 (13.0%)	146人 (10.1%)	969人 (67.1%)	142人 (9.8%)
里親委託児	47人 (26.9%)	34人 (19.4%)	75人 (42.9%)	19人 (10.9%)
(参考) 全高卒者	581千人 (54.3%)	246千人 (23.0%)	167千人 (15.7%)	75千人 (7.1%)

(出典) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課(全高卒者のデータは、文部科学省「平成22年度学校基本調査」)

(注) 2009年度末に高等学校等を卒業した者のうち、2010年5月1日現在の進路の状況。

## 2. 県の取組

## 2-1. 子どもの育ち・子育て支援策の展開

### ・子どもの育ちや子育て家庭を支え、途切れない支援 (次世代育成支援行動計画から)

【福祉的アプローチ】（補完・個別・専門）  
情報・スキルの共有、関係者・団体等との連携、協働

法的対応等

- ・入所措置
- ・治療
- ・法的介入

- ・児童相談センター（児童相談所）
- ・小児心療センターあすなる学園
- ・草の実リハビリテーションセンター
- ・国児学園（児童自立支援施設）
- ・女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）

深刻な問題を抱えた子育て家庭

（児童虐待、非行、貧困など）

専門機能を活かした援助

- ・各種相談窓口
- ・母子保健
- ・ひとり親家庭の自立支援
- ・思春期における虐待未然防止

相互補完  
スパイラル  
効果

様々な悩みや不安  
を抱えた子育て家庭

幅広い子育て支援

- ・保育サービス
- ・放課後児童対策
- ・子育てサポーター養成

子育て真っ最中の家庭

地域社会づくり

- ・みえ次世代育成応援ネットワーク
- ・みえのこども応援プロジェクト
- ・青少年育成支援

子どもや子育て家庭を支える地域社会

三重県子ども条例  
子どもの「自己肯定感」を高める

【社会的アプローチ】（底上・啓発・一般）  
多様なかかわり・支援、見守るまなざし

## 2-2. これまでの取組①

- ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」は、企業やNPOが参画し、イベントの開催などを通じて子ども・子育て家庭を応援している。

みえ次世代育成応援ネットワークの取組

ネットワーク会員数：1,048(2012.03末)

### 1 「子育て応援！わくわくフェスタ」 26,000人の参加

- (1) 会員企業・団体による実行委員会
- (2) さまざまなボランティアで運営（ボランティア数 265人）
- (3) 応援メッセージの発信「もったいないプレゼント」

### 2 会員による独自取組

- (1) 会員企業における次世代育成支援制度の拡充  
（育休等子育て支援制度、勤務時間の配慮等）
- (2) マッチングシステム「スイッチ」(子育て支援団体への物資提供の場)
- (3) お父さん、お母さんの職場を見に行こう！（地域の保育所・幼稚園等）

### 3 県事業との協働

- (1) 子ども虐待防止キャンペーンなどに参加
- (2) 「わくわく！チャレンジタウン」に出展
- (3) 「よっかいちステーション」で活動(場の提供と定期的イベントの開催)

## 2-2. これまでの取組②

- ・「三重県子ども条例」（平成23年4月施行）に基づいて、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組んでいる。

### 1 子育てサポーター＝地域で子どもたちを温かく見守り、支えていく人材

- ・ 登録者数は約1,290名（2012年3月末現在）
- ・ サポーター等が行う子どもの育ちを支えるための活動を推進

### 2 こどもほっとダイヤル

- ・ 子どものための相談窓口として、子ども専用相談電話を開設
- ・ 平成24年2月10日の開設以来の相談件数 1,751件

### 3 こども会議

- ・ 子どもたちが様々なテーマについて話し合い、自分たちの思いをまとめて県に意見や提言として届けたり、発表したりする「とどけ！こども会議」、自分たちの思いやアイデアを地域イベントとして企画し、実現する「やるぞ！こども会議」

### 4 一行詩コンクール

- ・ 子どもの気持ちや大人の思いを一行詩にしてお互いに届けるという「一行詩コンクール」を実施（平成23年度応募数 6,967点）



## 2-3. これまでの取組③

- ・「子どもを虐待から守る条例」（平成16年4月施行）に基づいて体系的に取り組んでいる。

子育て  
支援施策

### 1 地域における子育て支援の充実

- ・ 低年齢児(0~2歳)における待機児童の増加に対し、低年齢児保育実施に対する支援を実施
- ・ 昨年度行った特別保育に関する実態調査の結果を踏まえ、各地域の実情・ニーズに応じて必要なサービスが提供されるよう、市町と協議

早期発見  
対応施策

### 2 若年層からの未然防止対策

- ・ 若者の抱える性の悩みや望まない妊娠等の問題に対し、「妊娠レスキューダイヤル」の設置や思春期ピアサポーター(思春期特有の悩みを相談できる仲間)を養成

保護・自立  
支援施策

### 3 児童虐待への対応力の強化

- ・ 児童相談センター体制による県内5つの児童相談所の一体的運用のなかで、昨年度作成した「児童相談体制強化確認表」をツールとした市町との定期協議を行い、市町の実情に応じた支援を通じて県全体の体制を強化

連携・協力・援助  
体制整備  
施策

### 4 保護・自立支援施策

- ・ 児童の処遇の向上と自立支援に向けて、児童養護施設等における小規模ケア化、里親委託の推進による家庭的養護の充実へ向けた検討
- ・ 児童養護施設入所中の児童(小学生)に対する学習支援

啓発・研修  
その他の  
施策

## 2-2. これまでの取組④

- ・ 子どもの医療費に対する経済的支援や不妊治療への経済的支援に取り組んでいる。

### 1 子どもの医療費助成

- ・ 子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、子ども医療費助成制度について、通院および入院に係る医療費の県の補助対象を「就学前まで」から「小学校6年生まで」に拡大(平成24年9月～)

### 2 特定不妊治療への経済的支援

- ・ 不妊に悩む夫婦が安心して治療に臨めるように、特定不妊治療に対する経済的支援を実施
- ・ 国の補助事業に上乗せして実施している県単独事業における所得要件を世帯年収300万円から400万円に緩和(平成24年4月～)
- ・ 女性カウンセラーによる不妊専門相談を実施(平成23年4月～看護師1名に加え、助産師1名の2名体制。対応時間は毎週火曜日10～20時)